



開発行為許可通知書

第4-3号

住 所 高松市伏石町 2174 番地 16
氏名又は名称 株式会社アルファード
及び代表者名 代表取締役 七條 政志

令和4年4月12日付で受付した開発行為については、都市計画法第29条第1項の規定により許可する。

令和4年5月11日

三木町長 伊藤 良春



許可の内容

開発区域に含まれる地域の名称	木田郡三木町大字氷上字東ツフロ木 2640 番、2641 番 6、2642 番 2 の一部、2642 番 3 及び地先水路
開発区域の面積	2,438.46 m ²
予定建築物の用途	分譲住宅 (6 棟)

許可の条件

法第41条第1項の規定に基づく制限

(付記)

- この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に都市計画法第50条第1項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。
ただし、この処分が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、「都市計画法第50条第1項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求」とあるのを「都市計画法第51条第1項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請」と読み替えることができる。